

岩手県告示第733号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成25年10月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	住 所	指定年月日
高橋 明広	北上市和賀町藤根17地割2番地12	平成25年8月6日
熊谷 裕也	花巻市湯本第4地割28番地1	〃
小山田 吉雄	花巻市石鳥谷町北寺林第7地割468番地	〃
佐々木 典正	花巻市湯口字洗沢62番地40	〃